

【エクアドル内政・外交：2013年9月】

1. 内政

(1) ヤスニITTイニシアチブ

(ア) 8月29日、リバデネイラ国会議長は議会運営委員会(CONSEJO ADMINISTRACION LEGISLATIVA)を招集し、生物多様性・天然資源委員会において本件を扱う旨決定するとともに、9月6日までに集団の権利委員会、司法及び国家制度委員会、地方自治体及び地方分権委員会及び経済発展及び生産性開発委員会において本件を分析し報告するよう決定していた。

(イ) 9月30日、国会生物多様性委員会において、ア 採掘した原油は国立公園外で精製・加工する、イ アマゾン地区の環境保全にかかる特別法案を今会期中に国会に提出すること、ウ 開発予定地域に居住している可能性のある住民を保護するための政策をすすめること等を条件とし、タガエリ-タロメナネ不可侵地域(ZITT)を除きヤスニ国立公園を含む第31鉱区及び第43鉱区(ヤスニITT鉱区)における石油採掘が国民の利益である旨認める報告書を採択した。

(ウ) 生物多様性委員会のまとめた報告書に基づき、本会議において審議が開始された。野党は、大統領の要求を審議しない旨及び国民投票を実施する旨発議したが、いずれの発議も投票により否決された。

(エ) 10月初旬にも国会本会議において最終的な判断が決議される見通しである。

2. 外交

(1) 除草剤空中散布事件

ア 9日、エクアドル政府は、コロンビアによるエクアドルとの国境周辺に終える除草剤の空中散布に関し、(ア) 住民への被害を少なくするために、人体や農産物に危険な成分を含まない除草剤を使用する、(イ) 除草剤の拡散する地域を限定的なものにするため、散布する際の高度を低くする、(ウ) エクアドル側の許可に基づき、国境から10キロ以内だった除草剤を散布しない地域を2キロ以内に段階的に縮小していく、(エ) 散布飛行にあたり事前通報をする、(オ) 農産物や住民の健康に被害をもたらしたことに關し遺憾の意を表明するとともに該当地域の発展のために補償を行う(報道によれば1500万ドル)ことでコロンビア政府と合意した旨発表した。

イ コロンビア政府との合意が成立したことから、12日、エクアドル政府は国際司法裁判所(ICJ)に対して訴えを取り下げる旨表明した。

ウ コロンビア政府は以前からエクアドルとの国境周辺における(反政府勢力の資金

源となっている)コカの栽培をやめさせるためコロンビア領土内で除草剤を散布していたが、散布された除草剤が風に流されるなどして、エクアドル領土内に流入し、農産物や住民の健康に被害をもたらしていたことから、問題となっていた。

エ これまで複数の政権が問題解決のためコロンビアと交渉したが、除草剤のエクアドル側への流入はやまず、農産物や住民の健康に被害が続いていたことから、エクアドル政府は、2008年3月にICJに対して訴えを出していた。

オ 本年1月に入り、コロンビア政府から、エクアドル政府に対し農産物や住民の健康に対する被害について謝罪の意とともに問題解決へ向けた二国間交渉をしたいとの提案があり、両国の政府関係当局間で問題解決へ向けた交渉を行っていた。

(2) コレア大統領のアルゼンチン訪問

ア 19日、第25回米州スカウト会議出席のためアルゼンチンを訪問したコレア大統領は、フェルナンデス・アルゼンチン大統領と会談した(ティメルマン・アルゼンチン外務大臣同席)。

イ 会談は私的なものであったとして詳細な内容は公表されなかったが、コレア大統領は、YPF社及びシェブロン社によるアルゼンチン・ネウケン州バカ・ムエルタ鉱区のシェールガス・オイルの共同開発に関する合意について不快感を表明したとみられている。

ウ かつてエクアドルで石油採掘事業を行っていたテキサコ社が環境破壊を行ったとして、同社を2001年に買収したシェブロン社がエクアドルにおいて訴えられていた。シェブロン社はこの訴訟に敗訴し、エクアドルの裁判所より190億米ドルの支払いを命じられたが、同社は、その支払を拒否している。既に同社はエクアドルから撤退していたことから、エクアドル政府はアルゼンチンに所在する同社資産の差し押さえを請求し、シェブロン社の資産が差し押さえられたが、その後、アルゼンチンの最高裁判所が差押えを解除していた。

(3) アルブハ外務副大臣の米州機構(OAS)エクアドル政府代表部大使任命

コレア大統領は、23日付政令第117号により、マルコ・アルブハ外務副大臣をOASエクアドル代表部大使に任命した。しかし、後任が決まるまで外務副大臣としての職務を続ける。